

静岡県告示第614号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年9月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

静浦加入区（静浦区域の小型まき網漁業、中型まき網漁業及び小型合併漁業のうち主としてまき網を使用して営む漁業区分）

1 届出年月日

令和7年8月27日

2 発起人の住所及び氏名

沼津市志下247－1

間宮 吉雄

沼津市志下305－3

代表 鈴木 正幸

3 区域

静浦区域

4 区分

小型まき網漁業、中型まき網漁業及び小型合併漁業のうち主としてまき網を使用して営む漁業区分